



草津市公報

発行日 令和 8 年 3 月 1 日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 4 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則（幼児施設課）…………… 1

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課）…………… 5

草津市立保育所・認定こども園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱（幼児課） 6

公示送達について（税務課）…………… 6

公示送達について（税務課）…………… 7

◎ 公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）…………… 7

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（農林水産課）…………… 8

公共下水道の事業計画の変更について（上下水道施設課・河川課）…………… 8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 9

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）…………… 9

規則

草津市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

草津市長
橋川
渉

草津市規則第6号

草津市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項の乳児等通園支援事業の認可の手続等に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）および草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年草津市条例第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（別記様式第1号）に乳児等通園支援事業を行う事業所の認可に係る事項記載書（別記様式第2号）およびその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、前項の規定による申請の前に事業内容等について市長と協議しなければならない。

(認可証の交付等)

第3条 市長は、前条第1項の申請に対し、認可をする場合は乳児等通園支援事業認可証（別記様式第3号）を交付し、認可をしない場合は乳児等通園支援事業不認可通知書（別記様式第4号）により、その結果を通知するものとする。

(認可に際して付す条件)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可を行う場合には、次に掲げる条件その他の必要な条件を付すものとする。

(1) 事業の運営に関し、市長が必要な報告を求めたときは、報告書を提出すること。

(2) 収支計算書または損益計算書において乳児等通園支援事業に係る区分経理を行うこと。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業に係る区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産および流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産およびその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類（法人以外である場合はアおよびウ）を提出すること。

ア 乳児等通園支援事業の運営に係る現況報告書

イ 前会計年度末における貸借対照表

ウ 前会計年度の収支計算書または損益計算書

エ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産および流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産およびその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(事業の廃止等)

第5条 乳児等通園支援事業を運営する者が法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を廃止し、または休止しようとする場合は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（別記様式第5号）により、市長にその承認を申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し、地域における保育の実情等を勘案し、承認をする場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（別記様式第6号）により、承認をしない場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（別記様式第7号）により、その結果を通知するものとする。

3 法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を休止した者が、休止した事業を再開しようとする場合は、乳児等通園支援事業再開届（別記様式第8号）により、市長に届け出るものとする。

(認可の取消し)

第6条 市長は、法第58条第2項の規定に基づき認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（別記様式第9号）により通知するもの

とする。

(認可事項の変更)

第 7 条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者は、認可された事項に変更があった場合は、遅滞なく、乳児等通園支援事業認可事項変更届（別記様式第 10 号）により、市長に届け出るものとする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか乳児等通園支援事業の認可の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する

別記

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

(申請者)

住所(所在地)

氏名(名称)

乳児等通園支援事業認可申請書

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の区分
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 4 事業開始の予定年月日

様式第 2 号（第 2 条第 1 項関係）

乳児等通園支援事業を行う事業所の認可に係る事項記載書

フリガナ				
事業所の名称				
事業所の所在地・連絡先	(〒 ー)			
	(ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業		<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業	
フリガナ				
法人等名称				
主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 ー)			
	都道府県 都市区			
	(ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号	
メールアドレス				
代表者の氏名等	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	職名			
管理者の氏名等	フリガナ			
	氏名			
	資格の有無		あり(資格の種類:)・なし	
事業開始(予定)年月日	年 月 日			
開所曜日	<input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土			
開所時間	平日	時 分 ~ 時 分		
	土曜日	時 分 ~ 時 分		
	日曜日	時 分 ~ 時 分		
食事	食事の提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	食事の提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参		
	設備の設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備		

以下事項について、事業の区分が一般型の場合に記入のこと。

定員	0歳児	1歳児	2歳児	計	
	人	人	人	人	
職員の状況	職種	保育士		研修修了者	
		専従	兼務	専従	兼務
	配置職員数	常勤	人	人	人
		非常勤	人	人	人
	基準上の必要人数		人	配置職員数合計	
施設・設備	設備	乳児室・ほふく室	保育室・遊戯室	その他	
	居室数	室	室	室	
	面積	m ²	m ²	m ²	
	1人当たりの面積	m ² /人	m ² /人	m ² /人	
	便所	<input type="checkbox"/> 有(便器 個) <input type="checkbox"/> 無			
	建物の構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> れん瓦造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他()			階建の階
兼用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 兼用する事業() 兼用する設備()				
(添付書類) 次に掲げる書類等その他確認に関し必要な書類 ・建物その他設備の規模および構造ならびにその図面等 ・事業の運営についての重要事項に関する規程 ・代表者および管理者の経歴等 ・乳児等通園支援事業を行う者の履歴等 ・収支予算書等 ・乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等(申請者が個人の場合は納税証明書) ・法人の場合、その法人格を有することを証する書類等 ・定款、寄附行為その他の規約(申請者が法人の場合) ・誓約書(兼役員等名簿)					

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

乳児等通園支援事業認可証

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 5 項の規定により次のとおり認可をする。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の区分
- 4 定員
- 5 認可年月日
- 6 条件

様式第 4 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記により認可をしないこととしたので、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 6 項の規定により通知します。

記

（認可をしないこととする理由）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 5 号（第 5 条第 1 項関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書

年 月 日

草津市長 宛

事業所所在地
名称
代表者名

次のとおり乳児等通園支援事業の廃止（休止）をしたいので、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

廃止・休止する事業	名 称	
	所 在 地	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業	
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業	
廃止・休止の別	廃止・休止	
廃止する年月日	年 月 日	
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

（備考）

・廃止（休止）を申請する場合は、廃止（休止）に関する事項（廃止（休止）の理由、利用児童の措置、財産の処分（廃止の場合のみ）、職員処遇）を記載した書類（承認申請事項記載書）に、次の①から⑥に掲げる書類を添付し、併せて提出すること。

- ① 毎月利用児童数、給付費額等についての過去1年間の実績の分かる書類
- ② 図面（配置図および各階平面図）
- ③ 建物、敷地に係る登記事項証明書（写し）
- ④ 賃貸の場合は賃貸借契約書（写し）
- ⑤ 補助事業により整備した事業所については、補助金確定通知書（写し）
- ⑥ 社会福祉法人が設置している場合は、定款、法人登記事項証明書（写し）、廃止（休止）を決定した理事会議事録（写し）、運営規程、就業規則および給与規程、直近の決算書（収支決算書および貸借対照表）

様式第 6 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、承認したので通知します。

様式第 7 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記により承認をしないこととしたので通知します。

記

（承認をしないこととする理由）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 8 号（第 5 条第 3 項関係）

乳児等通園支援事業再開届

年 月 日

草津市長 宛

事 業 者 所 在 地
名 称
代 表 者 名

次のとおり乳児等通園支援事業の再開をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

再開する事業	名 称	
	所 在 地	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業	
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業	
再開する年月日	年 月 日	
休止していた期間	年 月 日から 年 月 日まで	

（備考）

- 当該事業に係る職員の勤務の体制および勤務形態に関する書類を添付すること。

様式第 9 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付け第 号で認可した乳児等通園支援事業について、下記の理由により認可を取り消しましたので通知します。

記

- 事業所の名称
- 事業所の所在地
- 事業の区分
- 事業実施者
- 認可取消の理由

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 10 号（第 7 条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日

草津市長 宛

事 業 者 所 在 地
名 称
代 表 者 名

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた事項に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

認可内容を変更した事業	名 称	
	所 在 地	
	区 分	
変更があった事項		変更の内容
		変更前
		変更後
1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	事業所の種類	
4	代表者の氏名および経歴	
5	管理者の氏名および経歴	
6	（法人または団体の場合）定款、寄附行為、その他の規約、登記事項証明書等	
7	事業所の平面図および設備の概要	
8	運営規程、就業規則等	
9	定員、開所曜日、開所時間等	
10	事業の実施内容等	
11	その他	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		

- 備考 1 該当項目番号に○を付すこと。
- 2 欄に記入しきれない場合は、別紙とすること。
- 3 変更内容がわかる書類を添付すること。

(令和 8 年 2 月 6 日 掲 示 済 み)

告 示

草津市告示第 2 4 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 2 月 2 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和 7 年度 第 7 期介護保険料督促状

令和 7 年度 介護保険料額決定(変更)通知書

兼 特別徴収開始(停止)通知

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 2 月 9 日に送達

があったものとみなす。

令和 7 年度第 7 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3-306 号 レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
3	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0-1 0 2 号 コーポコスモ
4	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0-1 0 2 号 コーポコスモ
5	藤田 信次	草津市木川町 8 3 6 番地 1 0 6 アルボーレ・ヴィラ
6	本田 陽一	草津市青地町 2 1 3 番地 1-5 1 4 デイアコート青地 II
7	田村 文代	草津市片岡町 5 4 4 番地 3
8	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5
9	茶谷 博美	滋賀県甲賀市水口町東名坂 1 8 0 番地-3 0 3 号

令和 7 年度介護保険料決定(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	茶谷 博美	滋賀県甲賀市水口町東名坂 1 8 0 番地-3 0 3 号
2	足立 佳之	草津市東草津三丁目 2 2 番 2-1 0 6 号 ヴィラナリー草津 II
3	田中 利宣	草津市平井一丁目 1 3 番 5 号

(令和 8 年 2 月 2 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 5 号

草津市立保育所・認定こども園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 0 日

草津市長 橋 川 涉

草津市立保育所・認定こども園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱の一部を改正する要綱

草津市立保育所・認定こども園利用に関する苦情解決のための第三者委員設置要綱（平成 2 3 年草津市告示第 1 6 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 条 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号)第 3 0 条</u>および社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)第 8 2 条の規定に基づき、草津市立保育所・認定こども園(以下「保育所等」という。)の利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、保育所等利用に関する苦情解決のための第三者委員(以下「委員」という。)を保育所等に置く。</p> <p>第 2 条～第 7 条 <現行どおり></p>	<p>第 1 条 <u>草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年草津市条例第 3 0 号)第 3 0 条</u>および社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)第 8 2 条の規定に基づき、草津市立保育所・認定こども園(以下「保育所等」という。)の利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、保育所等利用に関する苦情解決のための第三者委員(以下「委員」という。)を保育所等に置く。</p> <p>第 2 条～第 7 条 <省略></p>

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 0 日から施行する。

(令和 8 年 2 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 6 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 2 月 1 2 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和 7 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 2 月 2 0 日に送達があったものとみなす。

令和 7 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
公示送達

発送先宛名	発送先住所
西山 壽賀子	滋賀県草津市上笠三丁目 3 番 2 0 号

(令和 8 年 2 月 1 2 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 27 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 2 月 13 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 2 月 20 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	送付先住所	賦課年度	課税年度分
1	HIGUERAS MENEGHIN LEO	滋賀県草津市野路九丁目 1 番 24-201 号 ソレイユヤマダ	令和 7 年度	令和 7 年度
2	HUANG XINGYU	滋賀県草津市野路一丁目 5 番 24-212 号 サンシャイン	令和 7 年度	令和 7 年度

（令和 8 年 2 月 13 日掲示済み）

公 告

公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧
について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 2 日

草津市長 橋 川 涉

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

(令和 8 年 2 月 2 日 掲 示 済 み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和 8 年 2 月 3 日

草津市長 橋 川 涉

1 変更する農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 変更する理由

経済事情の変動その他情勢の推移

3 縦覧期間

自 令和 8 年 2 月 3 日
至 令和 8 年 3 月 4 日

4 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

5 意見書の提出および異議の申出先

草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

(令和 8 年 2 月 3 日 掲 示 済 み)

公 告

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり公告し、事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 1 0 日

草津市長 橋 川 涉

1 下水道の名称

琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連草津市公共下水道

2 工事着手および完成予定年月日

工事着手年月日 昭和 4 9 年 3 月 2 0 日
工事完成予定年月日 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

3 縦覧場所

草津市役所上下水道部上下水道施設課、建設部河川課

4 縦覧期間

令和 8 年 2 月 1 0 日（火）から 令和 8 年 2 月 2 4 日（火）まで

(別紙 略)

(令和 8 年 2 月 1 0 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年2月12日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市坊袋156番地1（303号） ハートフル・セレーネ 佐藤 広一	草津市長東町字大蔵173番19 外 1筆	308.95㎡	R8.2.12	1904

（令和8年2月12日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年2月12日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小柿五丁目17番4-305号 フ リーデンプラッツ 大西 貫太、大西 由希菜	草津市北山田町字坊ノ後105番6 外1筆	356.92㎡	R8.2.12	1905

（令和8年2月12日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月2日

草津市教育委員会教育長

藤 田 雅 也

時00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和8年2月2日揭示済み）

1 期 日 令和8年2月17日（火） 午後1